

発行日 2006年3月23日  
 編集人 横浜市グループホーム連絡会  
 横浜市中区本牧満坂10本牧生活の巻内  
 TEL 045(623)5318 FAX 045(623)5319

昭和51年12月22日第3種郵便物認可  
 KSK 通巻3874(毎月12回23:45の付く日発行)

## 長崎グループホーム火災の教訓

横浜市グループホーム連絡会

会長 室津滋樹

今年一月八日未明、長崎県大村市の高齢者グループ

ホーム「やすらぎの里さくら館」で発生した火災は入居者七名が犠牲となる大惨事となつた。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、このような大惨事を再び繰り返さないためにも様々な方向からの検証と徹底的な原因究明が必要だと考えていく。

日本グループホーム学会は、一月十三日～十四日に現地調査を行つた。短時間の調査だつたが、いくつかの問題点が浮かび上がつてきた。(1)地域との連携の問題(立地上の問題) (2)職員の勤務体制及び管理者の勤務体制の問題 (3)建物の安全性の問題 (4)建設業者主導で進められるグループホーム設立時の問題。

とりわけ地域との連携の問題は重要な問題だ。同館は「地域の中にあるグループホーム」という理念とはかけ離れた場所にあつた。周辺に民家はなく、山林を造成してつくられた敷地に建てられていた。消火栓も五百メートル以上先までなく、消防にあたつてはホースを何本もつなぎ、途中にポンプ車が必要だつたという。

地域の支援がない環境にあつたため、火災が起きたとき、

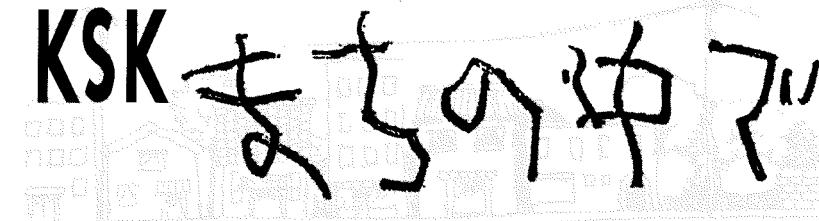
あればいろいろな人が駆けつけてくれたに違いない。地域の支え合い、助け合いとは縁のない場所にグループホームが設置されたのはなぜだろう。なぜ長崎県は許可したのだろうか。

火災後の報道ではスプリンクラー等の設備がなかつたとの指摘が多くあつた。消防庁が中心になつて検討を進めているグループホームの防火対策でもスプリンクラーの設置が議論されていると聞く。しかし、その前に、消防の設備が議論されていると聞く。しかし、その前に、消防栓もなく、近隣住民の支えもない場所にグループホームがつくられ、認可されてきたことが問題なのではないか。

グループホームは火災だけに対応すればむわけではない。大きな地震や津波、洪水、がけ崩れ、盜難をはじめとする犯罪などのリスクもある。どれだけ設備を強化し職員体制を手厚くしても、あらゆる事態に対応することは不可能と言わざるを得ない。

地域で暮らす高齢者や障害者を守ることは、本人や職員だけの力だけでは不可能なのだ。地域の連携こそが極めて重要なのに、この視点がないままグループホームが建設され、認可されていてることに大きな問題を感じる。この火災の責任を、同館を運営していた有限会社や管理者個人のみに負わせるわけにはいかない。本質的な原因を究明し、問題点を解明することによってこそ、この大事を教訓にできる。

現状を見ると、人里離れた場所や、病院や敷地内にもグループホームは設置されている。しかし、グループ



救出、初期消火、通報などをすべてをグループホームスタッフのみで行わなければならなかつた。もしも地域の中に

# 平成18年度予算で低所得者のための支援策

## 利用者負担額全額助成!!

横浜市・低所得者のサービス利用を支援

一月二十二日、横浜市は平成十八年度予算案を発表。障害者自立支援法施行にともない四月から開始される定率の利用者負担に関する対応策を打ち出しました。

平成十八年度予算で障害者自立支援法負担額助成事業費を新設。

市民税非課税世帯「低所得1」「低所得2」の在宅サービス利用者に対するは、利用者負担額の全額助成をおこなうとしています。

また障害者地域作業所及びグループホームの法定事業移行支援として運営委員会型のアーバンホームが新たな事業体系に移行できるよう、法人格取得の支

援と必要な経費を助成するとしています。

この課題については、連絡会と院からの地域移行と定員削減計画

と、新たに横浜市で作られている施設との関係をどう整理するのか、

しては、運営委員会型の今後の必要性についても十分検討し、また

今あるグループホームの長期的安定が得られるように制度充実をど

うはかつていくのかを横浜市とも話し合いながら時間をかけて検討

していきたいと考えています。

グループホーム制度について

は平成十七年度と同じ予算となつていますが、障害者自立支援法実

施となる十月に向けて、今後の動向を見ながら、横浜市のグループ

ホーム制度について市と話し合つていただきたいと考えています。

また平成十八年度予算には、知

的障害者入所更生施設二カ所(入

所定員合計百十名分)の建設費補

助とさらに二ヵ所分の設計費補助がでています。

大きな流れとして障害者自立支援法で示されている入所施設・病

院からの地域移行と定員削減計画

と、新たに横浜市で作られている施設との関係をどう整理するのか、

しては、運営委員会型の今後の必要性についても十分検討し、また

今あるグループホームの長期的安

定が得られるよう制度充実をど

うはかつていくのかを横浜市とも

話し合いながら時間をかけて検討

していきたいと考えています。

グループホームの充実を横浜市とし

てどう進めるのか、今後の非常に重要な課題であり、横浜市として

の方向性を求める必要があります。

制度が変わることで混乱が起き

ないように万全の体制をとること。

障害者自立支援法実施後も現行の

サービス水準を維持すること。

これまで通り横浜市のグループホー

ム制度がA型かB型かによつて

サービス内容が異なることのない

ようにすすめること。

障害者自立支援法の成立にともなう変化への対応について

制度が変わることで混乱が起きないように万全の体制をとること。

障害者自立支援法実施後も現行の

サービス水準を維持すること。

これまで通り横浜市のグループホーム制度がA型かB型かによつてサービス内容が異なることのない

### 定率負担について

横浜市のA型グループホーム

入居者が月々グループホームに支

払っている家賃・光熱水費・共益

費・援助料額を平均すると60,069

円となります。ほぼ年金

収入にあたる額を支払っている

ことになります。入居者にこれ以

以下、グループホームについてこれまで横浜市に要望してきた内容について概略を掲載します。

これまで横浜市に要望してきた内容について概略を掲載します。

上の負担を求めるることは困難だと思われます。定率負担の実施にあつては、生活保護基準以下の収入の人については、横浜市として免除する方向で検討してほしい。

## グループホームのあり方にについて

障害者自立支援法で考えられるグループホーム制度には、評価できるところもありますが、危惧すべき内容も含まれています。これまで横浜市で培ってきたグループホームのあり方が変質してしまうことのないように障害者自立支援法の欠点については横浜市が補うことを検討してほしい。

① 報酬の日額払いについては、入院時などに入居者の援助を継続できなくなったり、スマートに退院できなくなったり等の問題があります。入居の継続ができなくなる人がでないよう減額分の補填を検討して

いるグループホーム制度には、評価できるところもありますが、危惧すべき内容も含まれています。これまで横浜市で培ってきたグループホームのあり方が変質してしまうことのないように障害者自立支援法の欠点については横浜市

② グループホーム入居者のヘルパー利用ができなくなることについて、必要な入居者へのホームヘルパーを外部委託で

きるよう加算をおこなうか、横浜市独自のヘルパー派遣のしくみを作るか等検討してほしい。

③ 現在、移動介護としておこな

われているガイドヘルパーは障害者自立支援法のもとでは横浜市の制度となります。グループホーム運営については、複数ホームに居住する一定人数を一定地域の中で援助していくという横浜市の制度となります。グループホームで入居者のガイドヘルパー利用ができるようになつて、入居者への個別対応は飛躍的に進みました。引き続き入居者がガイドヘルパー制度を利用できるようにしてほしい。

④ グループホーム運営の規制緩和がすすむ中で、一力所に複数ユニットまたはひとつつの建物に多数の障害者が集中するような状況にならないよう、横浜

市としての基準を考えてほしい。

⑤ 施設・病院の敷地内ホームを認めることのないようにしてほしい。

市としての基準を考えてほしい。  
施設・病院の敷地内ホームを認めることのないようにしてほしい。

い。

## 運営基盤の強化について

障害者自立支援法のもとでのグ

ループホーム運営については、複数ホームに居住する一定人数を一定地域の中で援助していくという横浜市の制度となります。グループホームで入居者のガイドヘルパー利用ができるようになつて、入居者への個別対応は飛躍的に進みました。引き続き入居者がガイトレーニングを受けたA型グループホームも含め、横浜市のグループホームの運営体制の強化を積極的にすすめていく必要があります。運営基盤の強化策

自立支援法では市町村、県、国予算を積み上げていくことになります。障害者計画が横浜市、神奈川県、国と積み上げられていく過程で、新設ホーム数が抑制されることのないように、新設の希望については積極的に認め、グループホームを増やしてほしい。

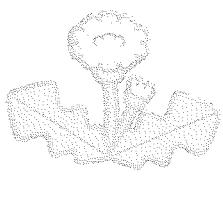
支援のあり方について、支援センターの関わりのあり方についても検討してほしい。

## グループホーム予算の確保を

自立支援法では市町村、県、国予算を積み上げていくことになります。障害者計画が横浜市、神奈川県、国と積み上げられていく過程で、新設ホーム数が抑制されることのないように、新設の希望については積極的に認め、グループホームを増やしてほしい。

また国が入所施設縮小の実現をはかつてほしい。

支援のあり方について、支援センターの関わりのあり方についても検討してほしい。



# 自立支援法

二月九日の社会保障審議会において、障害者自立支援法における詳細が示されました。

この制度に基づいて、横浜市の制度について、横浜市と検討していく必要があります。

## 入所施設から地域の暮らしへ

厚生労働省は障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的な考え方として、グループホーム等の充実をはかり、施設入所・病院から地域生活への移行を推進するとされています。さらに平成二十三年度までに六万人の障害者が施設入所・入院からグループホーム・福祉ホーム・一般住宅等に移行するという見通しをたてています。

今回、障害者自立支援法実施により厚生労働省が掲げる六万人の人たちが入所施設・病院から地域の制度について、横浜市と検討していくことが必要になります。

新しい法の下では、グループホームの考え方が大きく変わります。グループホームは共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業という名称になります。

共同生活援助のサービス内容は、食事や掃除等の家事支援、日常生活上の相談支援等です。共同生活介護では、右記のサービスに加えて、食事や入浴、排泄等の介護が加わります。

共同生活介護ではこれまでの世人だけの体制に加えて、介護に携わる援助者として生活支援員と呼ばれる職員が配置され、また障害程度区分に応じて夜間の援助体制も求められます。

さらに複数の住居（入居者数

に移行できるかどうか、六万人の人たちの最も大きな受け皿となるグループホームが量・質ともに充実されることが鍵となります。

障害者自立支援法下のグループホーム

新規の下では、グループホームの考え方が大きく変わります。グループホームは共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業という名稱になります。

共同生活援助のサービス内容は、食事や掃除等の家事支援、日常生活上の相談支援等です。共同生活介護では、右記のサービスに加えて、食事や入浴、排泄等の介護が加わります。

共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の対象者となります。

障害程度区分判定で区分二以上の認定を受けた人は共同生活援助（ケアホーム）の対象者となります。

30名に對して一箇月以上の割合でサービス管理責任者を置き、入居者の生活全体を視野に入れた支援をおこないます。個別支援計画の作成、入居者が受けているサービス内容の評価と日中活動事業者の連絡調整等をおこないます。

一住居の定員は二人以上となります。

対応を義務づけ、夜間の支援体制に応じた報酬上の評価がおこなわれます。

入居の対象者になるのは？

障害程度区分判定で区分一か非該当といふ判定を受けた人は共同生活援助（ケアホーム）の対象者となります。

たとえばケアホームの対象と認められた場合、その障害の程度に定された場合、その障害の程度に応じた介護体制や夜間の援助体制が整っているホームでの生活を用意することが事業者には義務づけられます。ケアホーム対象となつた人とグループホーム対象となつた人が一緒に暮らす場合、介護を必要とする人にあわせた援助体制が義務づけられます。

また事業所に夜間の緊急時等の

## 小規模事業者に対する経過措置

当面、標準の規模に達せず小規模で運営せざるを得ない事業所については、小規模でも最小限の夜勤と世話を確保できるよう三年間の経過的な加算をおこなうとしています。

## 施設・病院敷地内ホームについて

今回の自立支援法の検討過程で入所施設・病院の敷地内にあるものをグループホームとして認めるか否かが議論となりました。この問題が問いかけてているのは、本質的なことだと思います。

グループホーム・ケアホームとは何か? 地域福祉とは何か? といふこの問題が問いかけていました。しかしこれまで統一された認識がない中で施設や病院の敷地内にグループホームと称するものが存在することも事実のようです。

今回、敷地内ホームは地域生活

障害を越えてグループホーム・ケアホームという制度を一本化する過程で、様々な矛盾をどう整理するかが大きな課題となりました。が、グループホーム・ケアホームの方については改めて考えておく必要があります。

様々な人たちが生活している地域で、いろいろ考え方を持つ人たちと交わりながら暮らしていくことこそがグループホーム・ケ

アホームには欠かせないのです。

地域にどんなに課題が山積していくも、地域の中に理解を求めしていく取り組みを続けなければ障害者が暮らしやすい地域にはならないと思います。敷地内ホームを容認することは、障害者に対する社会的な偏見を肯定する結果をまねき、障害のある人たちを「屏の中」に閉じこめていくことを助長するものです。

グループホーム・ケアホームの規模

今回、厚生労働省では一つの生活単位の上限は十人とされており、また既存の資源(通勤寮や福祉ホーム、援護寮などを含む)を活用する場合は、生活単位が二つ(20人)まで可能とされています。

十人の規模のグループホームが一つの建物に二~三箇ある状態を

への移行プロセスを支える「地域移行型ホーム」という位置づけとし、日中活動の場を外部に求めること等の条件を満たす場合に限定するものになつております。

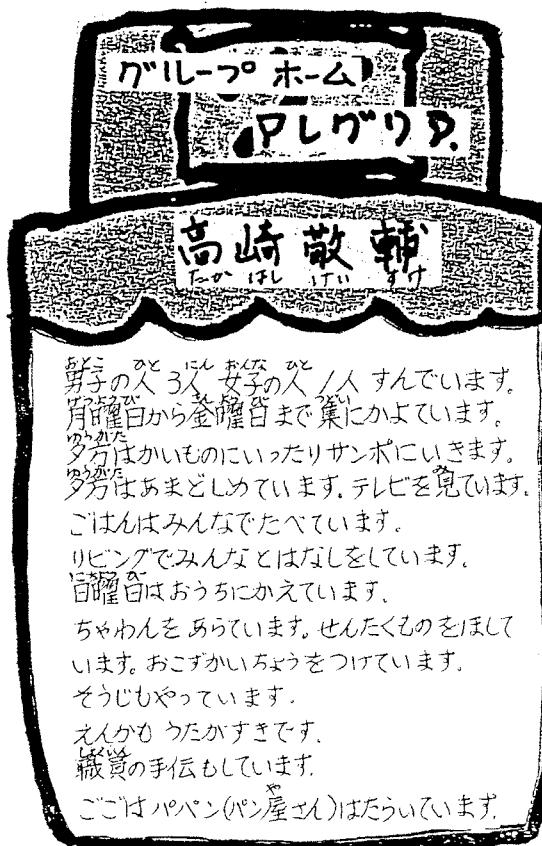
障害者自立支援法をきっかけに障害のある人たちが地域の中での普通の暮らしを送ることができる時代が来るのかどうか、非常にむずかしい局面にあると思します。これまで入所施設や病院から出たくても出られなかつた人たちを地域へ移行する流れが国の施策として動き始めているのです。この流れを逆流させることなく、横浜市においても実現しなければならないと思います。

そのためには質のいいグループホーム・ケアホームをたくさん増やしていく取り組みが必要です。また入所施設の関係者とも連携して入所者を地域に出していく具体的な取り組みを進めていくことも必要です。

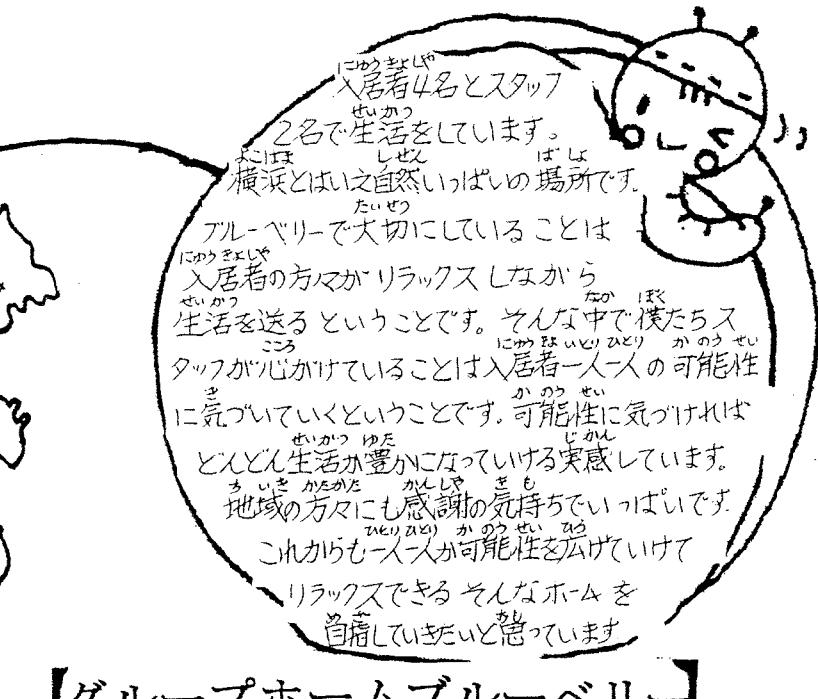
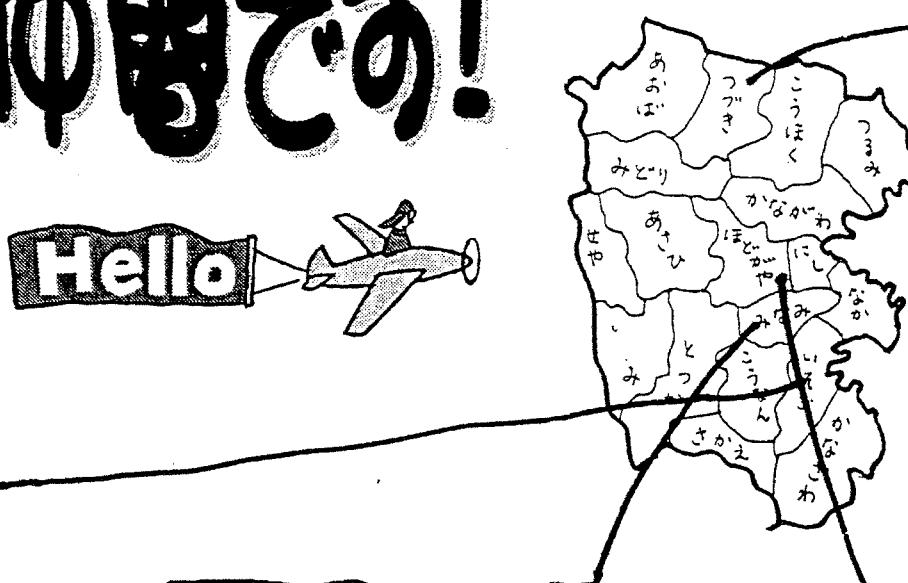
個あたりの利用者が八人以上の場合は報酬を減らすということで、大規模化を防止する策を出してい

ますが、さらに施策上の工夫が必要ではないかと思います。

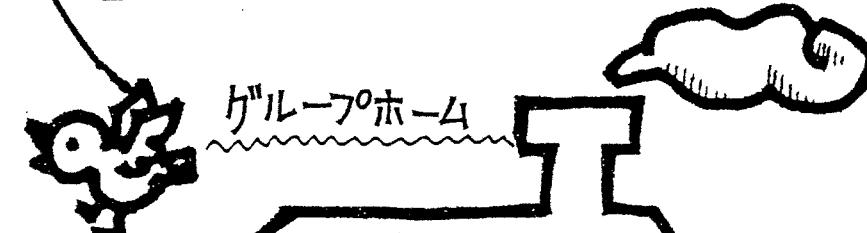
# あたらしいゆ門です!



Hello



グループホームブルーベリー



## 自立支援法下におけるグループホームについての意見と要望

じりつしょんぽうか  
十二月五日の社会保障審議会においてグループホームの施設や病院の敷地内設置についての議論がおこなわれました。これらの議論に対して、連絡会はグループホームのあり方について整理しておく必要があると考えました。定例会等で話し合つてきました。内容をまとめ、十二月十六日に「自立支援法下におけるグループホームについての意見と要望」を厚生労働省に提出いたしました。

横浜市グループホーム連絡会が活動をはじめて二十年になります。障害を持つた人たちやその家族の「まちの中でも暮らしたい」「障害があつても普通の暮らしをした」という思いが、横浜のグループホーム発展の原動力となりました。多くの課題を抱えつつもこのた。

おおまかに、地域の中にあってこそそのグループホーム

じりつしょんぽうか  
十二月五日の社会保障審議会においてグループホームの施設や病院の敷地内設置についての議論がおこなわれました。これらの議論に対しても、連絡会はグループホームのあり方について整理しておく必要があると考えました。定例会等で話し合つてきました。内容をまとめ、十二月十六日に「自立支援法下におけるグループホームについての意見と要望」を厚生労働省に提出いたしました。

しかし一方で、障害者の生活を根本から変えてしまうような事態もかなりの確率で起こりうるものと思われ、私たちは大きな不安を感じております。ことにグループホームについて、これまでの施策で生じた矛盾をグループホームという名の下に括してしまった方向で進められていることに危機感を抱いております。以下の点につきまして再度、ご検討頂きたくお願ひ申し上げます。

じりつしょんぽうか  
この審議会に知的障害者福祉協会と精神病院協会より敷地内設置を求める意見書が提出されていますが、この中で述べられていることは、これまで私たちが作り上げてきたグループホームと全く異なるものと思います。

じりつしょんぽうか  
精神病院協会が述べている理由に、「社会的偏見がなお強く、地域住民からの反対運動が多く、病院の近くや敷地内に作らざるを得なかつたことがある」とあります。また「今後も自治体が主体的に啓発し、反対運動にも対応して自ら建物の転換がされざるを得ない」と書かれています。

じりつしょんぽうか  
私たちがグループホームを地域の中に作つていく過程は、障害のある人たちと地域の人たちとが共に生活していくため的具体的な作業の積み重ねです。時には地域の反対を受けながらも一つ一つ理解を求めてきた積み重ねがあります。「グループホームを作る」といふことは、「箱物を作る」作業ではありません。決して建物が重要なことは、「箱物を作る」作業ではありません。決して建物が重要ではないということではあります。しかし、地域で暮らすための施策である人が地域で暮らすための施策」であるとの本質はここにあります。地域を掘り起こしていくことには重点を置いてきたこと。これがこそが地域のなかで障害者が生きていける基盤を作り上げていく鍵になるのだと思います。

じりつしょんぽうか  
自治体の啓発を頼みに、それだけでは敷地内にいることもやむを得ないという考えでは、地域に出で行く日が来るとは思えません。敷地内ホームを容認することは、精神障害を持つた人たちが病院の管理下で暮らしている限りにお

いでは安心」と思つてゐる人たちの偏見を肯定する結果をまねき、の偏見を肯定する結果をまねき、障害のある人たちを「堀の中」に閉じこめていくことを助長するもので。差別偏見を再生産する理解を求めていくことにはならないと思ひます。

### 「堀の中の自由」が障害者の求め自立でしようか

さらに精神病院協会の意見書は「敷地内居住施設であつても、利用者が自らの意思で社会生活を享受できる状況であれば、地域社会が生きていることに間違いない、問題視することはおかしいと思われる」と述べておりますが、これは事業者側の一方的な意見だと思います。施設や病院を出て地域で暮らしたいと願う障害をもつてゐる人たちが、施設の中で限られた人たちに閉まれた人生を希望されているとは思えません。グループホームが作られるきっかけ

となってきた「地域のなかで普通の暮らしがしたい」との障害者の思いは、地域の中でいろいろな人の中でも暮らすことであつて、限られた人たちの中で暮らすことではないと思ひます。

病院や施設の敷地内には、いろいろな人たちが入り交じつての暮らしまりません。様々な人たちが生活している地域で、いろいろ考え方を持った人たちの中で、

障害を持つて生きていくことの合意を培つていく作業の繰り返しが地域の中にはあります。地域の中にははじめから差別のない状況があるのではなく、差別をなくしていく取り組みが日々行われてこそ、「地域の中で障害者が暮らす」という

本当に地域の中で長期安定していけるグループホーム制度を

はできないしくみとなるとのことですが、必要な援助を確保できるだけの報酬がグループホームにつかなかつた場合、多くのグループホーム入居者の暮らしは行き詰まってしまいます。グループホームが行き詰まつてしまえば、グループホームといふ制度そのものの崩壊にながります。

敷地内の暮らしの場を「地域で暮らす場」であるグループホームと同じものとして包括することは、障害者にとって将来的に取り返しのつかないほど大きな損失をもたらします。施設や病院を出て地域で暮らしたいと願う障害をもつてゐる人たちが、施設の中で限られた人たちに閉まれた人生を希望されているとは思えません。グループホーム制度の充実こそが検討されなくてはならないと思いま

らします。このことは決して受け入れることはできないものと考えます。施設の空き問題も含め、施設をどうしていくのかについては、いろいろなアイデアをもつときちんと検討すべきではないでしようか。また今後の施設の役割をどう考へるのかということについても明らかにしていく必要があるのではないでしょうか。

今のグループホーム制度では、必要な援助体制が組めないため、支援費制度開始以来、多くの入居者がホームヘルプ制度を利用して援助者を確保しております。自立支援法においては、グループホーム入居者のホームヘルプ制度利用はできないしくみとなるとのことです。が、必要な援助を確保できるだけの報酬がグループホームにつかなかつた場合、多くのグループホーム入居者の暮らしは行き詰まってしまいます。グループホームが行き詰まつてしまえば、グループホームといふ制度そのものの崩壊にながります。

必要な援助体制を確保できる制度になつていなければ、グループホームの数は増えないとおもいます。増えないから敷地内のものを作るとか、施設を転用して間に合わせようという考え方方は容認でき

ません。このような方法が認められるならば、自立支援法が障害者の自立を支援する法律であるとは言えないのではないでしようか。

入院しても暮らせるためにも月単位の支払いを

日額払い制になるという変化がどのようなことをもたらすのかも不安のひとつです。

昨年四月にひとりの入居者が癌で亡くなりました。障害程度は中程度の知的障害の方でした。平成十二年に発症してから毎年、入院・手術を繰り返し、病状は徐々に悪化していました。昼間もグループホームで暮らすことになります。その人のいたホームは、障害の重くない人たちのグループホームなので体制は厚くなく、昼間の援助体制が組める状況ではありませんでした。その変化を補ててきたのは昼間のホームヘルパー利用です。また知的障害のある人に現状を伝え、その人の病状の変

化を見ながら医療現場との調整をおこない、だんだん増える薬の日々の管理をするといったことが

職員の大きな仕事となりました。

最後は訪問看護もお願いして、体の状況的確に対応し、本

人の不安な気持ちを支えながらホームでの生活が続きました。そ

していよいよ終末の時期を迎えて、本人の希望により入院して、その

まま病院で最期の時を迎えました。

この人の生活はホームヘルパーの派遣なしには支えられず、また

日額払い制では支えられなかつた

と思ひます。数ヶ月にわたる入院になれば、運営費が入つてこない

状況でその人を抱えてのホーム運営が成り立たなくなります。そ

なればその人にとつて最も心のよ

りどころであるホームやその職員が必要な時期に、そのよりどころを失うということになります。入院を繰り返す人たちに生活のよ

りどころであるグループホームを失わせる結果をもたらすことにな

ると思ひます。当然、スムーズに退院することもままならない事態

をまねくこととなると思ひます。

どうしても福祉の枠の中での対応を迫られてしまう現実がありますが、社会の中で生きている障害者の状況をきちんと見て施策内容を考えいただきたいと思ひます。

また障害の軽い人の単価が激減するのではないかという不安も強くあります。障害自体は軽くても、様々な経過の中で自己が確立でき

するのではないかと思ひます。必要な支援がきちんと行われることが、結果として別の費用を削減

を考慮していただきたいと思ひます。

ないままの状況におかれている人がいます。精神的に不安定になりやすく、人間関係をうまく保つことになつたり巻き込まれて被害

を受けることになつたりしやすい状況におかれている人たちがいます。その人たちの自立に向けて寄り添い、つきあい、話しあいなが

ことになつたりして、個別の対

応と長い時間がかかります。この

ような取り組みがおこなわれてはじめて、何とか大きなトラブルもなく生きている人たちがグループ

ホーム入居者の中にいるという現

状をきちんと見ておく必要があり

ます。

ホーム入居者の中にいるという現

状をきちんと見ておく必要があります。

どうしても福祉の枠の中での対応を迫られてしまう現実がありますが、社会の中で生きている障害者の状況をきちんと見て施策内容を考えていただきたいと思ひます。

私たち食事の提供はグループホームの主要なサービスです。

グループホーム・ケアホームの食事提供について、事業者の任意とされております。

私たち食事の提供はグループホームの主要なサービスだと思ひています。栄養のバランスを保つことと困難な人たちにとつて、食事の提供は健康管理の基礎となるサービスです。また食事提供は、援助者と入居者とのつながり、言

葉を超えたコミュニケーションと  
いう側面も持つておおり、心と体、  
両方の安定に深く関わっているもの  
だと思います。

入居者からの求めがあつた場合、  
あるいは食事提供がその人の  
援助にとつて必要とされる場合、  
場合には提供を義務づける応諾義務  
として位置づけるべきである  
と思います。また自分で食事を作つて  
食べて食べたいと望んでいる入居者  
についても、自分でできるよう  
にするにはきめ細かい援助が必要  
になることもあります。入居者の  
状況にあわせた援助が基本である  
と思います。

### (巻頭ページ) 「長崎グルーブホーム火災の教訓」よりつづく

ホームとは「スタッフの援助を受けるながら小規模で暮らす」という  
形だけ整つていればいいのでない。地域の中にあって、地域の人たちと自然に関わりながら、



## 入居者部会

十一月二十二日勤労感謝の日に

バス三台を借り切つてソレイユの丘に行つてきました。参加者も多くのバスの定員いっぱいの人人が参加しました。

午前中は、ディキャンプ場の芝生の上でビンゴ大会。屋外でのビンゴ大会は初めてでしたが、大きな声と数字を書いたカードを使って無事、参加者全員がビンゴに参加でき、景品も当たりました。

午後は、体験プログラムに参加。

パンとバター、アイスクリーム、ソーセージ、キャンドル、ピチオ花摘みをした人もいてきれいな花を抱えてバスに戻つてきました。今回のバスハイクでは、リフトバス二台を借りることができ、車いすの人も参加しやすい企画となっていました。当日は心配していた雨も降らず、渋滞に巻き込まれることもなく、とても楽しい一日を過ごすことができました。

（スマイル・荒木弘子）

ました。焼き方は様々でしたが、みんなおいしく食べていました。

となりのテーブルの人たちと一緒にしゃべりをして仲良くなつた人もいました。使つた食器の後片づけもみんなでワイワイとおしゃべりをしながらやりました。

（スマイル・荒木弘子）

## ソレイユの丘感想文

北村忠司

口天理ビル前に集合して、九時にバスが出発して、十時にソレイユの丘に到着して、十時半から交流ビンゴ大会をやりました。

体験プログラムで、ぼくはパンとバター作りをやりました。パンを不器の形に作りました。バターを作るときビンを振るのがたいへんだった。

帰りは、十五時半にバスに集合して、十六時に出発しました。十七時に横浜駅に到着しました。

あと少し時間があれば温泉とか入つてみたかったです。

ぼくは、友の家の南部さんと

いろいろなグループホームの人々にあえてうれしかった。



（スマイル・荒木弘子）

### 協力会員募集!

まちの中でくらしている障害者の姿や声をお届けする機関紙「まちの中で」を発行しつづけるためにご支援をお願いいたします。

会員(年) 1口 2000円

振替 ... 00280-7-73608

横浜市グループホーム連絡会

◎協力会員になっていたいたの方には機関紙をお送りいたします。

### 基金づくりにご協力を!

グループホーム運営支援基金のためにみなさまのお手元でねもっている未使用のテレfonカード、オレンジカード、ビール券、商品券などのご寄付をお願いします。

送先・横浜市グループホーム連絡会  
事務局

〒231-0833

横浜市中区本牧満坂10

本牧生活の家 045-623-5318

新年度の協力会費  
振り込みお願い  
いたします。

住所変更など  
ありましたらお知らせ下さい

ありがとうございました。<2004.12~2006.2>

#### <協力会費>

柿内 幸子	牧野 カツ子	浅見 悅子	若林 千波
藤尾 芳枝	本多 敏子	溝口 祐子	錦戸 純子
青木 千賀子	植田 利美子	飛田 利美子	加藤 ヨシ子
早川 康式・美佐		森下 博子	早川 吉則

#### <寄付>

牧野 カツ子 水野 翔子 溝口 祐子 堀井 逸子

#### <テレホンカード>

西田 幸子 牧野 カツ子

津田 富美子 田中 栄子

## 編集後記

さくらの季節、出会いの季節  
障害者自立支援法がはじまります。  
18年度いい一年となりますよ  
うに。

発行人 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会  
横浜市港北区鳥山町1752

横浜ラボール3F

編集人 横浜市グループホーム連絡会  
横浜市中区本牧満坂10 本牧生活の家

TEL 045(623)5318

FAX 045(623)5319

郵便振込番号 00280-7-73608

名称 横浜市グループホーム連絡会

編集責任者 室津 滋樹

定価 100円